

禁煙外来のご案内

あなたも禁煙してみませんか？



禁煙は自分1人ではなかなか達成できません。
病院のサポートを受けながら、禁煙してみませんか？

タバコは、余命が短くなったり、吸わなかった人よりも
様々な病気の原因となったり、また女性は肌トラブルや
顔の老化にも影響すると言われています。

健康保険を使つての治療が出来ます。
当院医師とスタッフがあなたの喫煙歴をきちんと把握した上で、
禁煙補助薬の処方、治療の経過を見守ります。

禁煙治療を受けるには、以下の条件を満たせば
健康保険が適用されます。



- 1、ニコチン依存症を診断するテストで5点以上
- 2、1日の平均喫煙数×これまでの喫煙年数 = 200以上

(2016年4月より35歳未満にはこの要件がなくなり、健康保険等による
禁煙治療の対象患者が広がりました)

- 3、直ちに禁煙を始めたいと思っている
- 4、禁煙治療を受ける事に文書にて同意している

過去に健康保険等で禁煙治療を受けた事のある方の場合は
前回の初回治療日から1年を経過しない場合は自由診療と
なりますので、ご注意ください。

禁煙する事で、タバコ代もかからなくなりますし、受動喫煙に
よる周囲の人への影響にも配慮が出来ます。

当院は予約制となっております。まずは電話でご相談下さい

TEL0854-83-7800 医療法人社団悠伸会 うめがえ内科クリニック